

石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札案内書

(令和 8 年 1 月実施)

令和 7 年 12 月 12 日

石川県総務部管財課

目 次

1 石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札説明書	-----1 頁
2 入札心得書	-----4 頁
3 石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書	-----6 頁
4 各種様式等	-----28 頁
・一般競争入札参加申込書	(別記様式 1)
・入札書	(別記様式 2)
・委任状	(別記様式 3)
・入札価格内訳書	(別記様式 4)
5 広告掲載契約書	-----32 頁
・印刷物広告掲載確認書（様式）	
・広告掲載料明細書（印刷物）	
6 石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準	-----43 頁

<お問い合わせ先>

- ・入札事務を執行・総轄する機関

〒920-8580

石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課 資産活用室

電話 (076) 225-1266 (直通)

Fax (076) 225-1264

電子メール e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

- ・各印刷物を所管する機関

石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書に記載

石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札説明書

この入札説明書は、令和 8 年度石川県発行印刷物への広告掲載に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

1 広告を掲載することができる印刷物

番号	印刷物名	グループ名
1	財政のあらまし	印刷物A
2	給与支給明細書	
3	石川県立美術館令和 9 年度展覧会スケジュール	
4	石川県立美術館だより	
5	石川れきはく	
6	県政学習バス	
7	こどもの救急	
8	はくさん	
9	晴れたらいいね	
10	石川県広報誌「もっといしかわ」	—

なお、詳細は石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりです。

2 入札方法

印刷物 A（番号 1 から 9）と、番号 10 それぞれ一括して入札に付するものとします。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

グループ名 及び番号	日時	場所	開札
印刷物A	令和 8 年 1 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分から入札	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁行政庁舎	入札後、即時開札
番号 10	令和 8 年 1 月 26 日（月） 午後 2 時 15 分から入札	6 階 603 会議室	

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所そ

の他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札の申込み

(1) 申込方法及び申込期間等

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込みは、持参又は郵送によるものとし、申込先及び申込期間は次のとおりとします。なお、郵送の場合は簡易書留とし、かつ、「広告事業入札参加申込書」と明記してください。

申込先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室

申込期間 令和7年12月12日(金)から令和8年1月21日(水)午後5時まで

(2) 必要な書類

一般競争入札参加申込書(別記様式1)

6 入札価格

(1) 入札価格については、各媒体の総額を記載してください。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業務者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

8 入札日の持参品等

(1) 入札書(別記様式2)

再度入札のための予備の入札書をご持参下さい。

(2) 委任状(別記様式3)

競争入札参加者資格を有する者として登録されている代表者又は代理人以外のお名前及び印で入札される場合は、入札ごとに委任状が必要です。

(3) 筆記用具

(4) 身分証明書(運転免許証等、本人または委任を受けた方と証明できるもの)

(5) 入札価格内訳書(別記様式4)

入札者は入札終了後に、入札価格内訳書を提出しなければなりません。

9 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

10 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。
- (2) 入札金額が予定価格に達しなかったときは、直ちに、再度の入札を行います。

11 契約の締結

- (1) 契約書は別添のとおりとし、落札者は、落札決定の日から5日以内（入札日を算入し県の休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約書（県保管用のもの1通）に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担になります。

12 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

天災その他のやむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争性の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合において、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者の負担とします。

13 落札結果の公表について

今回の落札結果については、以下の内容について公表することができます。

- (1) 公表の時期
契約締結後、県が必要と認められる時期
- (2) 公表内容
 - ①当該入札媒体の名称
 - ②契約年月日
 - ③落札金額
 - ④契約相手方の名称

14 その他

- (1) 入札者が本件入札に関して要した費用は、すべて入札者の負担とします。
- (2) この入札案内書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）、石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準の定めるところによります。

入札心得書

第1条 入札参加者は、「石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札説明書」、「石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書」、契約書案、石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準（以下、「入札説明書等」とする。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札説明書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができます。

第2条 入札参加者は、入札に関し県の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札者は、「入札書（別記様式2）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式3）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、入札に参加する者に必要な資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。

第4条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者がした入札書
- (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書
- (3) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書
- (4) 記名押印のない、又は判然としない入札書
- (5) 入札金額その他の必要事項の記載がない入札書
- (6) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書
- (8) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書
- (11) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (12) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書
- (13) 郵送による入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

第6条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第7条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者全員が立会の上行います。

2 入札者は特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札、開札中は、入札場を退場することができません。

第 8 条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したもの落札者とします。

第 9 条 開札をした場合において、各人の入札金額が予定価格に達しなかったときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

2 第 5 条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできません。

第 10 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせます。

第 11 条 入札をした者は、入札後、入札案内書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書

番号	印刷物名	グループ名
1	財政のあらまし	印刷物A
2	給与支給明細書	
3	石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール	
4	石川県立美術館だより	
5	石川れきはく	
6	県政学習バス	
7	こどもの救急	
8	はくさん	
9	晴れたらいいね	
10	石川県広報誌「もっといしかわ」	—

1 「財政のあらまし」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	財政のあらまし
使用目的	毎年2回にわたり、県政の主要施策と県財政の現状について公表
規格 (封筒)	大きさ A4
	色 カラー
紙質	再生マットコート 57.5 kg
体裁	40~55頁(表紙込)、両面
発行頻度・時期	年2回 No.157・・・令和8年6月1日頃 No.158・・・令和8年12月1日頃
発行部数	(R7 実績) No.155・・・900部 No.156・・・900部 (R8 予定) No.157・・・900部 No.158・・・900部
配布方法	県内各市町、全国各都道府県等へ郵送及び、行政情報サービスセンター、県の出先事務所等で配布
配布対象者	主に行政機関(県出先機関、県議会、行政委員会、県内市町、都道府県等)
備考	(参考) http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/zaisei/index.html

2 募集広告枠(別紙参照)

広告掲載箇所	裏表紙全体
広告掲載サイズ	縦29.0cm×横21.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準(第2条、第4条関係)
掲載方法に関する注意事項	1. 必ず広告と明示すること。 2. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項(広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等)を、県に報告すること。 2. No.157は令和8年4月末、No.158は令和8年10月末までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. No.157は令和8年5月8日(金)、No.158は令和8年11月4日(水)までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

石川県 総務部 財政課

所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎5階

連絡先 電話番号 076-225-1256 / FAX 076-225-1258

電子メール zaisei@pref.ishikawa.lg.jp

「財政のあらまし」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙（広告掲載箇所）



2 「給与支給明細書」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	給与支給明細書
使用目的	職員の給与支給明細書の交付に使用する。
規格	大きさ 縦 9.9cm×横 21.0cm
	色 1 色
	紙質 上質紙（キンマリ SW）
体裁	—
発行頻度・時期	年 15 回（例月給与 12 回、期末手当 2 回、改定差額 1 回） R8 年 5 月～R9 年 4 月の 1 年間
発行部数	（R7 実績、予定）約 256,500 枚 （R8 予定）約 255,000 枚 発行部数は、実際の交付部数を保証するものではない。
配布方法	毎月、交付対象職員に交付
配布対象者	県職員
備考	交付対象職員及びその配偶者等も閲覧する。

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	給与支給明細書裏面
広告掲載サイズ	1 枠あたり縦 8.0cm×横 19.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必ず 広告 と明示すること。 2. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	<p>広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u>、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2. <u>令和 8 年 2 月 27 日（金）</u>までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. <u>令和 8 年 3 月 6 日（金）</u>までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 管財課 資産活用室
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 6 階
 連絡先 電話番号 076-225-1266 / FAX 076-225-1264
 電子メール e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

「給与支給明細書」への広告掲載箇所

1 媒体表面

給 与 支 給 明 細 書		(年 月)			
所 製 名		職員番号	氏 名	給料表 級 号 給	給料支出科目
給 料 (うち給料の 調整額)	時間外勤務手当	所得税	差引支給額	年 月 日 支給	
休日勤務手当	住民税	A口座振込額			
夜間勤務手当	公会賃貸料	B口座振込額			
宿泊手当	共済厚生年金	C口座振込額			
日額特勤手当	共済退職等年金	現金支給額			
地域手当	共済短期				
住居手当	共済介護				
通勤手当	雇用保険				
単身赴任手当	共済貸付金				
月額特勤手当	共済物資代金				
特地・へき地手当	互助会長期				
農業・定通手当	互助会短期				
商業教育手当	互助会賃付金				
職員特別手当	互助会物資代金				
	時形貯蓄				
	支給額	法定控除額	引額	決定者	

9.9cm

21.0cm

2 媒体裏面（広告掲載箇所）



3 「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール	
使用目的	石川県立美術館で開催される展覧会のスケジュール及び内容、美術館の利用案内、附属施設などを紹介する。	
規格 (封筒)	大きさ	縦21.5cm×横42.0cm
	色	カラー(両面)
	紙質	再生コート 76kg
体裁	四つ折り1枚	
発行頻度・時期	年1回 R9年2月中旬～下旬を予定	
発行部数	(R7予定) 35,000枚 (R8予定) 30,000枚	
配布方法	友の会会員、関係団体へ郵送及び当館案内受付等での配布(自由持ち去り)	
配布対象者	石川県立美術館友の会会員、石川県立美術館協力者、県内各行政機関及び文化施設、全国の美術館及び博物館、一般観覧者	
備考	展覧会の年間スケジュールが一目でわかる。	

2 募集広告枠(別紙参照)

広告掲載箇所	裏面下部に1枠
広告掲載サイズ	縦2.0cm×横4.0cm

3 注意事項等

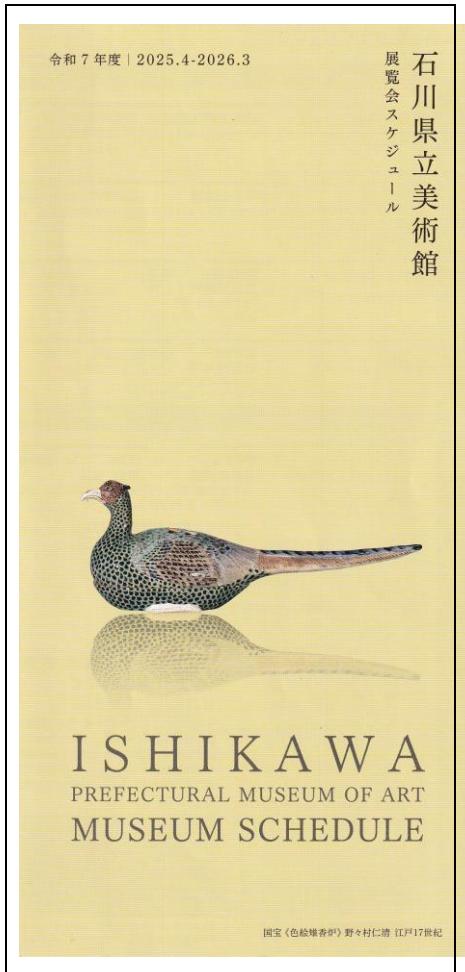
掲載内容に関する制限事項	<ol style="list-style-type: none"> 石川県広告事業掲載基準(第2条、第4条関係)に従うこと。 美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 必ず広告と明示すること。 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	<p>広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項(広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等)を、県に報告すること。 令和9年1月13日(水)までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 令和9年1月29日(金)までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県立美術館 総務課
 所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町2-1
 連絡先 電話番号 076-231-7580 / FAX 076-224-9550
 電子メール ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙（廣告掲載箇所）

利用案内

開館時間 9:30～18:00(展示室への入室は17:30まで)

全館休館日 展示替え期間中と年末年始(12/22～1/3)
※カブト・ミゼタ・アラシ・KANAZAWA・林田由佳らは別途HP、公式SNSをご覧ください

コレクション展 観覧料 一般370円(290円)、大学生90円(230円)
※高生以下無料、(*内)は6歳以上の方および20名以上の団体料金
※毎月1日月曜日、国際博物館の日は開館無料。企画展は開館料ごとに定めらる

コレクション展示室について 前田美術会葬新聞分館
公益財団法人前田徳信会が所蔵する、加賀源氏・前田家に伝わった優れた文化財をテーマに引き振り。

第1展示室／堆香炉の部屋
野々村千鶴の国宝(色絵堆香炉)と重要文化財(色絵堆香炉)を展示。

第2展示室／古美術
古九谷を中心にして江戸時代までの美術工芸作品を展示。

第3・4・6展示室／近現代絵画・彫刻・版画・書
明治から現代における、石川県ゆかりの絵画・彫刻・版画・書を中心に展示。

第5展示室／近現代工芸
明治から現代における、石川県ゆかりの工芸を中心として展示。

アクセス

(バス) 金沢駅バスターミナル(第六回車停)から、路線バスで「出羽町」または「金沢21世紀美術館前」下車、徒歩5分。
(タクシー) JR金沢駅から4km、平日午前7時～15時。
(自家用車) 北陸自動車道「金沢IC」または「金沢新木JCT」から20～30分、来館者専用駐車場(無料)あり。

石川県立美術館
ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF ART

〒920-0963 石川県金沢市出羽町2-1
TEL: 076-231-7580
https://www.ishibi.pref.ishikawa.jp/

公式ウェBSITE X facebook

広告

4 「石川県立美術館だより」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川県立美術館だより	
使用目的	石川県立美術館で開催される展覧会の特集記事のほか、行事案内、所蔵品などを紹介する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 版
	色	カラー2 頁、単色 6 頁
	紙質	再生コート 50.5 kg
体裁	8 頁、A3 二つ折り 2 枚、のりなし 2 穴	
発行頻度・時期	年 12 回 毎月末を予定 ※5 月号 (R8 年 4 月末発行予定) から 4 月号 (R9 年 3 月発行予定) まで	
発行部数	(R7 実績、予定) 2,500 部／回 (R8 予定) 2,500 部／回	
配布方法	郵送	
配布対象者	石川県立美術館友の会会員、石川県立美術館協力者、県内各行政機関及び文化施設、全国の美術館及び博物館	
備考	美術館で開催される各種展示会の見どころや各種行事を紹介。 (参考) https://www.ishibi.pref.ishikawa.jp/	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	原則、表 8 面（裏表紙）下部に 2 枠
広告掲載サイズ	縦 3.0cm×横 6.5cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）に従うこと。 2. 美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	5. 必ず広告と明示すること。 6. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 7. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 8. 発行月の前々月の 10 日までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 9. 発行月の前々月の 20 日までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以後は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県立美術館総務課
 所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町 2-1
 連絡先 電話番号 076-231-7580 / FAX 076-224-9550
 電子メール ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立美術館だより」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙（広告掲載箇所）

The back cover of 'Bijutsukan Dayori' (Issue No. 504) features several sections of images and text. At the top, there are two panels: 'ひと、能登、アート。' and '企画展Topics'. Below these are four images of artworks: a sliding door panel (内藤吉景), a portrait (佐藤信重), a bronze object (加賀藩の美術工芸), and a landscape painting (伊藤若冲). The middle section contains a grid of exhibition details:

次回の展覧会	前田育徳会 尊經閣文庫分館	第2展示室	第3・6展示室	第4展示室	第5展示室	企画展示室
令和7年11月15日(土) ～12月21日(日) 会期中無休	前田育徳会 尊經閣文庫分館	第2展示室				
	加賀藩の美術工芸	久保守綱の四季耕作図				

Below this is a large advertisement area with the word '広告' (Advertisement) repeated twice. To the right of the advertisement is a box containing information about the exhibition's schedule and admission fees.

裏表紙のうち、左記の広告部分
(縦 3.0cm×横 13.0cm) を使用し、
縦 3.0cm×横 6.5cm×2 枠 (又は
縦 3.0cm×横 13.0cm×1 枠) 掲載

5 「石川れきはく」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川れきはく	
使用目的	博物館事業への理解と関心を高め、施設利用を促進する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 判
	色	カラー
紙質	マットコート紙、菊判 62.5kg	
体裁	8 頁	
発行頻度・時期	年 4 回 (R8 年 4 月、7 月、9 月、12 月を予定)	
発行部数	(R7 実績、予定) 1,100 部／回 (R8 予定) 1,100 部／回	
配布方法	郵送または直接配布	
配布対象者	れきはくメイト（友の会）会員、学校、博物館、図書館その他の公共施設	
備考	博物館の行事、刊行物の案内や直近のニュースを記載	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙 3 段分のうち下 1 段の右半分に 1 枠
広告掲載サイズ	縦 9.5cm × 横 8.0cm

3 注意事項等

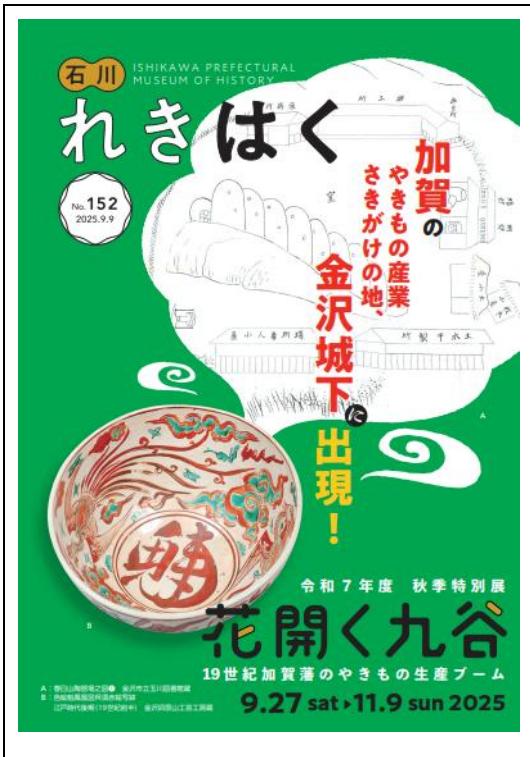
掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係） 2. 古物を取り扱う業者の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	7. 必ず広告と明示すること。 8. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 10. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 11. 4 月発行分は令和 8 年 3 月 6 日（金）までに、その他発行分は発行月の 1 か月前までに広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 12. 4 月発行分は令和 8 年 3 月 19 日（木）までに、その他の発行分は発行月の 2 週間前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを作成し、それを提出すること。それ以後は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県立歴史博物館
 所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町 3-1
 連絡先 電話番号 076-262-3236 / FAX 076-262-1836
 電子メール rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp

「石川れきはく」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙（広告掲載箇所）

催し物
案内
Information

各種講座などの情報をお知らせします。
※各種展示の詳細については、当館ホームページにてお知らせします。

10月 休館日：なし

11月 石川の歴史講座セミナー 13:30～15:00 (講師料：事務料)
(土) 「やきものに見る加賀製陶の歴史」第1回
講師：林 勝也 (石川県立歴史博物館研究員)
講題：加賀陶瓦 (伏木村)・加賀焼 (金沢市)・加賀瓦 (金沢市)
会場：石川県立歴史博物館
(土) 「やきものに見る加賀製陶の歴史」第2回
講師：林 勝也 (石川県立歴史博物館研究員)
講題：加賀瓦 (伏木村)・加賀焼 (金沢市)
会場：石川県立歴史博物館
25日 れきはくゼミナール 13:30～15:00 (講師料：事務料/不要)
(土) 「古伊勢国と、豊かなやきもの生産地図の発見」
講師：野村 晃二 (近畿大学准教授)

12月 休館日：12月1日(月)、12月29日(月)～12月31日(火)

1日 石川の歴史講座セミナー 13:30～15:00 (講師料：事務料)
(土) 「やきものに見る加賀製陶の歴史」第3回
講題：九谷焼 (金沢市)・越前焼 (福井市)
会場：石川県立歴史博物館
5日 いしかわ歴史講座 13:30～15:00 (講師料：事務料/不要)
(木) 「歴代人の心」 講師：野村 晃二 (近畿大学准教授)

13日 令和7年度中嶋吉文講座 第1回 [時間変更] 13:30～15:00
(木) 講師：林 勝也 (石川県立歴史博物館)
19日 いしかわ歴史講座 13:30～15:00 (講師：林 勝也)
(木) 「古代の建築を読み解く」講師：二瀬 伸也 (石川県立歴史博物館)
20日 令和7年度中嶋吉文講座 第2回 [時間変更] 13:30～15:00
(木) 講師：林 勝也 (石川県立歴史博物館)
22日 れきはくゼミナール 13:30～15:00 (講師料：事務料/不要)
(土) 「地図で見る古伊勢国と豪農・千軒大酒手をかがりに」
講師：吉田 浩一 (近畿大学准教授)

13日 いしかわ歴史講座 第3回 13:30～15:00 (講師料：事務料/不要)
(木) 「豪農御家にみる武士たちの作」 講師：高橋 七郎 (石川県立歴史博物館)
17日 いしかわ歴史講座 13:30～15:00 (講師料：事務料/不要)
(木) 「豪農御家と豪農の構造」 講師：井 亮介 (石川県立歴史博物館)

お知らせ
令和7年度も「いしかわ歴史講座」を開催します！
当館では令和7年度も半定期に、平日昼が常設展示の内容に沿ないながら石川の歴史を学んでいくことを目的とする、「いしかわ歴史講座」を開講しています。11月1日(月)まで月1回開催(10月も開催)。
(木曜日実施・計9回) の講座です。石川県の歴史・文化・地理など、文化に興味がある方、地図の教科書表示の内容をもっと詳しく知りたい方ぜひご参加ください。詳細は当館ホームページをご覧ください。

広告

〒920-1162 寶来2丁目2番2号
TEL: 076-262-3236 FAX: 076-262-1836
E-mail: rekhaku@pref.ishikawa.lg.jp
<https://ishikaware-kelhaku.jp/>

いしかわレンガミュージアム
石川県立歴史博物館
ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

6 「県政学習バス」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	県政学習バス	
使用目的	県政及び男女共同参画施策への理解と関心を深めることを目的に発行するもの。県の予算や各種データ等を掲載している。	
規格 (封筒)	大きさ	A4判
	色	2色
	紙質	再生上質 48.5 k g
体裁	8頁、中綴じ製本	
発行頻度・時期	年1回 R8年4月予定	
発行部数	(R7実績) 4,690部 (R8予定) 5,500部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない	
配布方法	手渡し	
配布対象者	県政学習バス参加者全員 (子ども県政学習バスを除く)	
備考	「県政学習バス」概要 参加団体：県内在住の女性団体や地域団体（地域婦人会、町内会、公民館等） 参加人数：3,026人 (R6実績)	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙下段に1枠
広告掲載サイズ	1枠あたり縦8.4cm×横18.3cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	9. 必ず広告と明示すること。 10. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 13. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 14. 令和8年3月18日（水）までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 15. 令和8年4月7日（火）までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	石川県内の業者を優先すること

◆ 連絡先

所属 石川県 生活環境部 女性活躍・県民協働課
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎8階
 連絡先 電話番号 076-225-1376 / FAX 076-225-1374
 電子メール danjo@pref.ishikawa.lg.jp

「県政学習バス」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (広告掲載箇所)

県木 あて 真和41年10月1日指定
県の標榜づくりと愛樹思想の厚着を目的として県民からの公募により指定されました。能登地方に多く生育するビニアスナロウで、家具や建築材、輪島漆器の素材にも多く使われています。

県鳥 イヌワシ 昭和40年1月1日指定
白山連峰に生育する日本最大の木で、樹高を広げると2mにもなる大木が多いなど、堅固致な性格は、まりより難波する石川県を象徴しています。

郷土の花 クロユリ 昭和29年3月19日決定
NHKにより「郷土の花」として選ばれたもの。白山の北側斜面、室堂平付近に多く自生している。

石川県民の歌 作詞 梅木宗一 作曲 萩田新一

1. 白山に 朝日ははえて 2. 加賀平野 能登半島に 3. 日本海 北にひらけて
青雲の はれゆくところ 海山の さち呼ぶところ 希望の日 明けゆくところ
名にかおる 歴史をつぐで うちつどう ちまたに野辺に いでゆわき 地はゆたかなり
むすばれし われら県民 工芸の 花咲きにおい この國士 いよよ熾えて
輝進の 旗をかざして はるかなる 稲田はみのる 人の和に 世界を結ぶ
おおわが石川 ふるいおごさん おおわが石川 ひらきのはさん おおわが石川 歌いたたえん

加賀地区 石川県女性活躍・県民協働課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL(076)225-1376
中能登地区 石川県中能登総合事務所 企画振興課
〒926-0852 七尾市小島町二部33番地 TEL(0767)52-6113
奥能登地区 石川県奥能登総合事務所 企画振興課
〒929-2392 輪島市三井町洲前10番1 TEL(0768)26-2303

広告

※掲載料金は別途算入されます。
発行：昭和7年4月

7 「子どもの救急」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	子どもの救急	
使用目的	子どもの症状に応じた対応の目安や、県内の子どもの救急情報の記載により、子どもの急病時における知識の普及啓発を図るもの。	
規格 (封筒)	大きさ	B5 版
	色	全面カラー
	紙質	再生コート
体裁	冊子 33 頁、中綴じ製本	
発行頻度・時期	年 1 回 R9 年 2 月頃発行予定 (印刷後、県から市町へ郵送。市町から対象者への配布は年間を通して。)	
発行部数	(R7 予定) 7,500 部 (R8 予定) 6,750 部 発行部数は、実際の配布部数を保障するものではない	
配布方法	県から市町に郵送し、市町が実施する乳幼児健診等で保護者に手渡し	
配布対象者	乳幼児の保護者	
備考	(掲載 HP) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/qqtel/documents/kodomo.pdf	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙の上半分に 1 枠
広告掲載サイズ	1 枠あたり縦 9.0cm × 横 14.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）
掲載方法に関する注意事項	11. 必ず広告と明示すること。 12. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 16. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 17. 原則として発行月の 1 カ月前までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 18. 原則として発行月の 1 カ月前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

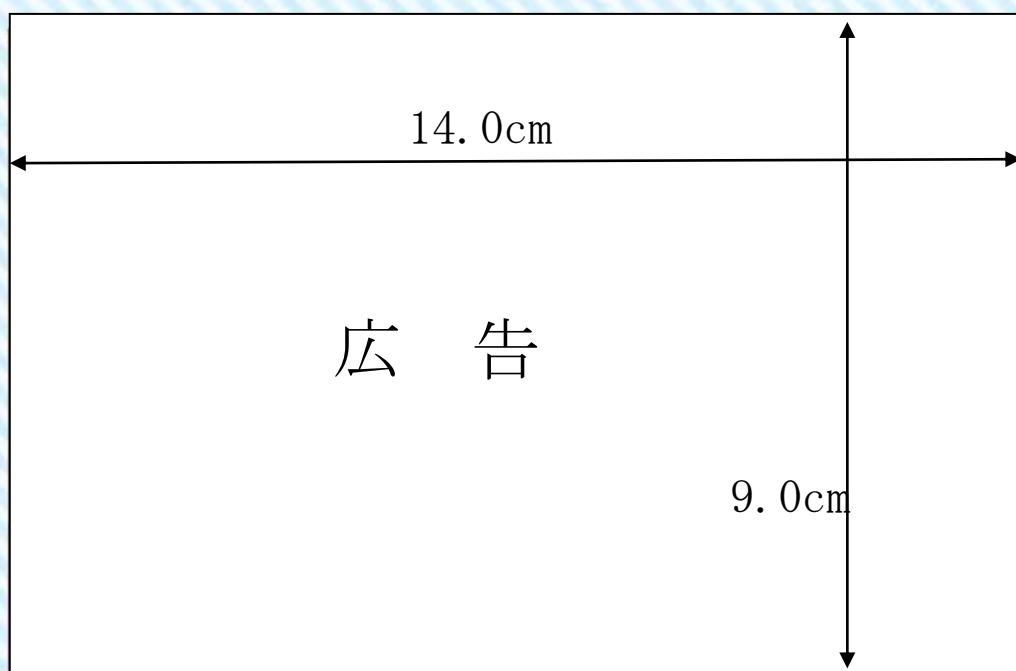
所属 石川県 健康福祉部 地域医療政策課 医療計画 G
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 9 階
 連絡先 電話番号 076-225-1468 / FAX 076-225-1434
 電子メール iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp

1 媒体表紙

The cover features a central illustration of a smiling baby crawling over a blue and white striped background. Four thought bubbles surround the baby:

- Top left: すぐに
お医者さんへ
行くべきか?
- Top right: こんな時
どうすれば
いいの?
- Bottom left: 明日まで
待つべきか?
- Bottom right: 対象年齢
生後
1ヶ月～6歳

At the top, it says "おとうさん、おかあさんのための 救急ノート". Below the title is the large, colorful title "こどもの救急". At the bottom, there is a red stamp-like graphic containing the text "無断掲載禁止" (No unauthorized reproduction). Other text at the bottom includes "石川県" (Shiga Prefecture), "監修: 石川県医師会" (Reviewed by Shiga Prefecture Medical Association), "令和7年版" (Reiwa 7th edition), and "スマートフォンでも
確認できます" (Can be checked on a smartphone) next to a QR code.



かかりつけ医	
医療機関名	電話番号 ☎
診療日	診療時間
〈メモ〉	
緊急の場合の医療機関	
医療機関名	電話番号 ☎
診療日	診療時間
〈メモ〉	

おとうさん、おかあさんのための
救急ノート

こどもの救急

このパンフレットについてのお問い合わせは

石川県健康福祉部地域医療推進室 T920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1468 FAX 076-225-1434 E-mail:iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/qqtel/index.html>

この冊子は、公益社団法人石川県医師会の協力を得て、石川県健康福祉部地域医療推進室が作成しました。掲載記事の無断使用・転載を禁じます。



8 「はくさん」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	はくさん	
使用目的	白山の豊かな自然や山麓での人々の暮らしなどについて解説する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 判
	色	カラー
紙質	再生コート菊判 48.5kg	
体裁	16 頁、中綴じ製本	
発行頻度・時期	年 3 回 夏、秋、冬 (R8 年 7 月、10 月、1 月頃)	
発行部数	(R7 実績、予定) 各号 1,500 部 (R8 予定) 各号 1,500 部	
配布方法	各号発行後、県内施設へ配布するほか、希望者へ郵送	
配布対象者	県内公共施設、加賀地区学校、希望者、県外自然関連施設	
備考	(参考) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hakusan/publish/index.html	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙下部に 1 枠
広告掲載サイズ	縦 5.0cm × 横 16.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）
掲載方法に関する注意事項	13. 必ず広告と明示すること。 14. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 2. 夏発行分は令和 8 年 6 月 2 日（火）、秋発行分は令和 8 年 9 月 1 日（火）、冬発行分は令和 8 年 12 月 1 日（火）までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. 夏発行分は令和 8 年 6 月 19 日（金）、秋発行分は令和 8 年 9 月 18 日（金）、冬発行分は令和 8 年 12 月 18 日（金）までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	

◆ 連絡先

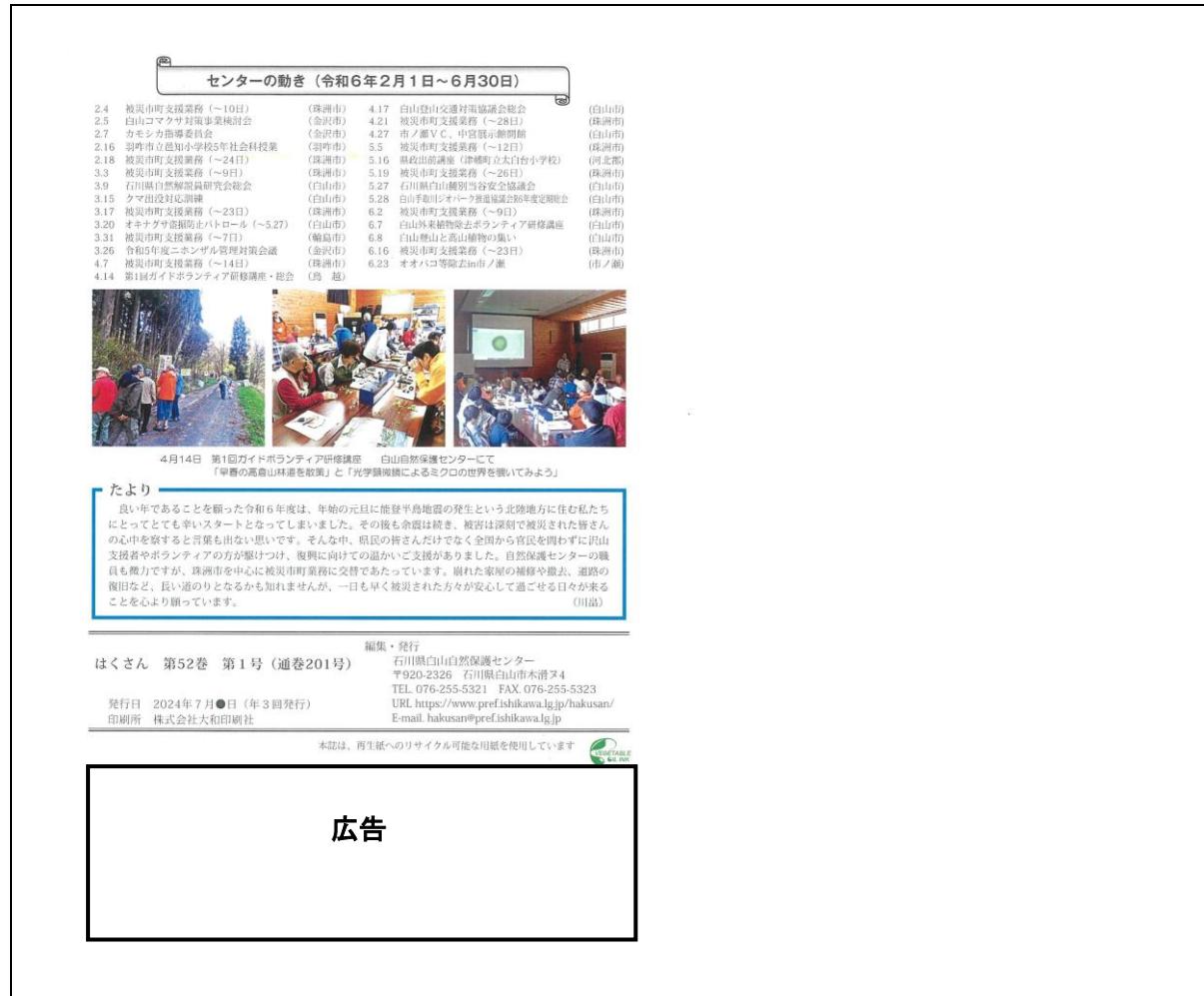
所属 石川県白山自然保護センター
所在地 〒920-2326 石川県白山市木滑ヌ 4
連絡先 電話番号 076-255-5321 / 076-255-5323
電子メール hakusan@pref.ishikawa.lg.jp

「はくさん」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙（廣告揭載箇所）



9 「晴れたらいいね」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	晴れたらいいね	
使用目的	農業者に有益な情報を提供することにより、経営発展、資質向上に資する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 判
	色	1 色刷 (表紙のみカラー)
紙質	再生コート 50.5kg	
体裁	12 頁 折り製本	
発行頻度・時期	年 2 回 R8 年 7 月、R9 年 3 月を予定	
発行部数	(R7 実績、予定) 5,000 部 × 2 回 = 10,000 部 (R8 予定) 3,000 部 × 2 回 = 6,000 部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない	
配布方法	関係機関への郵送、出先機関等経由で配布	
配布対象者	農業振興協議会会員、認定農業者、農業青年等県内の農業者	
備考	(参考) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/suisin/haretaraiine.html	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	最終頁奥付上部前面 1 枠
広告掲載サイズ	1 枠あたり縦 25.0cm × 横 20.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）
掲載方法に関する注意事項	15. 必ず広告と明示すること。 16. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 19. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 20. 7月発行分は令和8年6月上旬、3月発行分は令和9年1月下旬までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 21. 7月発行分は令和8年7月上旬までに、3月発行分は令和9年2月下旬までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	

◆ 連絡先

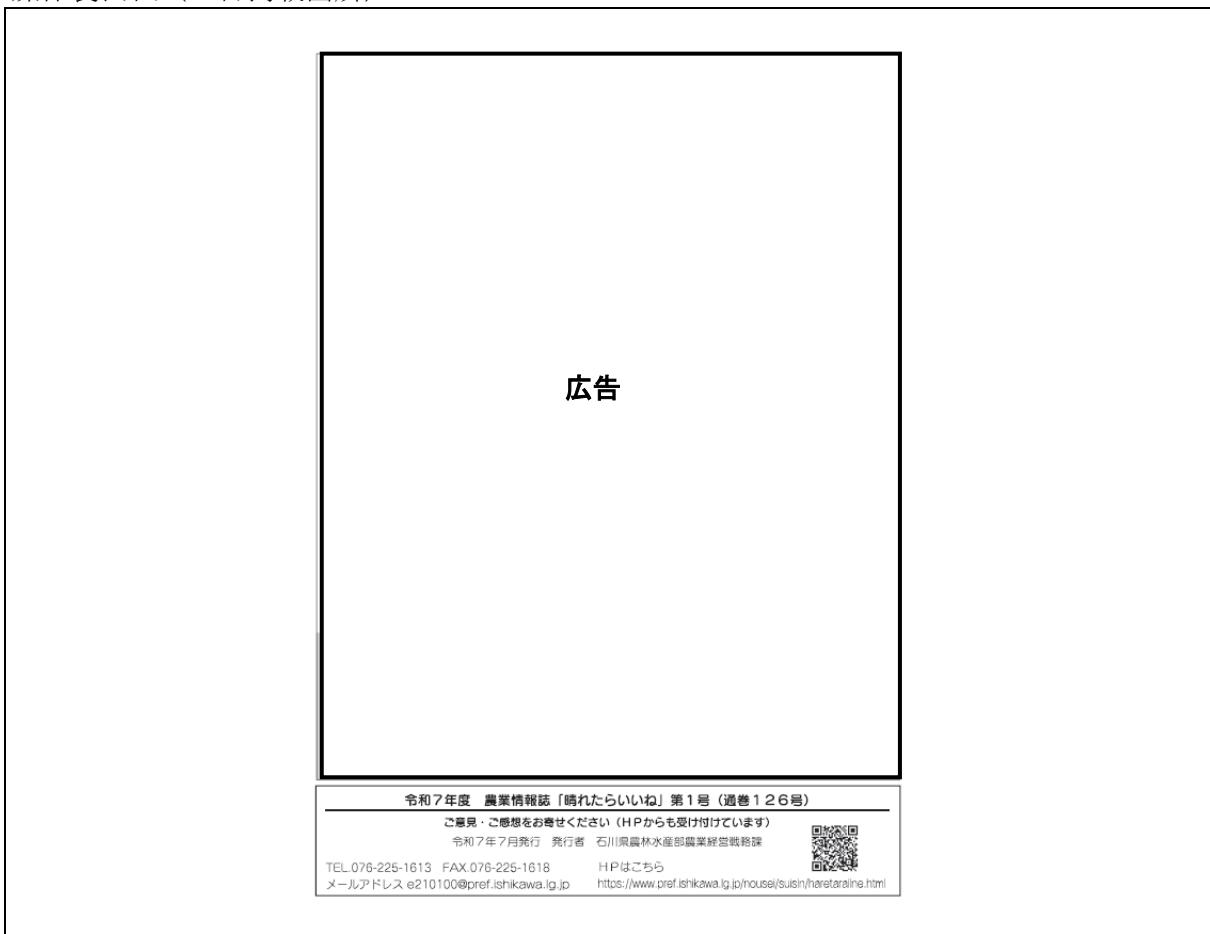
所属 石川県 農林水産部 農業経営戦略課
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 13 階
 連絡先 電話番号 076-225-1613 / FAX 076-225-1618
 電子メール e210100@pref.ishikawa.lg.jp

「晴れたらいいね」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙（広告掲載箇所）



10 石川県広報誌「もっといしかわ」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川県広報誌「もっといしかわ」		
使用目的	県政への県民の理解と関心を高め、県政への参加を促進する県民向け広報誌		
規格 (封筒)	大きさ	A4判	
	色	カラー	誌面に合わせて、色味を調整する場合がある。
	紙質	上質紙 48.5kg	
体裁	16 頁、中綴じ製本		
発行頻度・時期	年4回 (R8年6月、9月、12月、R9年3月を予定) 発行時期が変更になることがある。		
発行部数	(R7実績) 夏季号 476,000 部、秋季号 477,000 部 冬季号 477,000 部 (予定)、春季号 477,000 部 (予定) (R8予定) 477,000 部×4=1,908,000 部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない。		
配布方法	各号発行後 10 日以内にポスティングで配布		
配布対象者	県内全世帯		
備考	(参考) http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/kouhou/hot.html		

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	12面～15面の中で、1/4ページ×2枠 (ページ4段組の下1段×2を想定)
広告掲載サイズ	1枠あたり縦6.2cm×横18.5cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準 (第2条、第4条関係) 2. <u>病気、事故、死等に関する表現で、不快感、恐怖感等を起こさせる広告は掲載不可。</u> 3. <u>石川県の広報媒体であることから、広告主は、官公庁 (国および地方公共団体の行政機関) もしくは、県内に事業所等 (本社、支店、営業所、店舗等) を有する事業者とすること。</u> 4. <u>広告の色はモノクロとすること。</u>
掲載方法に関する注意事項	17. 必ず <u>広告</u> と明示すること。 18. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 22. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u> 、制限事項に反していないことを判断するため必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 23. <u>原則として発行月の1カ月前までに</u> 、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 24. <u>原則として発行月の3週間前までに</u> 、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以後は内容については変更できないものとする。
その他	WEB上 (ホームページやデジタルブック等) に広報誌を掲載する場合は、広告欄は表示しないものとする。

◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 知事室 戰略広報課 広報グループ
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎4階
 連絡先 電話番号 076-225-1239 / FAX 076-225-1363
 電子メール e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

石川県広報誌「もっといしかわ」への広告掲載箇所

1 媒体表紙

県公式note
毎週更新中！

note

石川県
広報局

すてきな毎日を、いつまでも

もっといしかわ

トキが飛ぶとこ

2 広告掲載箇所

12面～15面の中で、1/4ページ
(縦6.2cm×横18.5cm)を2枠掲載

※ページ4段組の下1段×2枠を想定

※広告の色はモノクロ

「人」が生徒の石川人コラム いしかわがもっと楽しくなる／あふれんばかりの情報をお届けします

つるつるいっぽい



おひおひも
元祖料理研究家
小林花先生



じわらん
発酵食
レシピ

材料(2人分)

- 五島鯛刺身 1本(約350グラム)
- 細切り葱 300グラム
- エビスラバジン
- オリーブオイル 大さじ1
- 黒こしょう 適量
- 豚こま切れ 大さじ1と1/2
- ④ 一本りん 大さじ1-2
- ⑤ すりおろしショウガ 5グラム

作り方

- ①サツマイモを皮削いでゆっくり時間をかけて蒸す。皮を剥いてそのままセロテープで2センチ角に角切りに切る。薄切りの豚こま切れと一緒に白玉を下にして丁度並べる。肩皮といい黒い色がついたら軽くして肉全体に火を通りこす。
- ②みそそれ(A)を煮え湯で溶かし、軽がしながら全部に絡める。みそだけれど煮よく煮詰めたら力を弱め、温めごま味を出す。
- ③お皿に盛り付け、フライパンに残ったみそだれをかける。

高次の復旧作業がいたしました中、少しつ復興の兆を見せる長野地方。7月に商業を再開した「のじま水族館」には、人気のペンギンやカマグサを筆頭に海の生き物が、夏休み期間中は多くの人々でご来いました。「壊れた設備の復旧や生き物の移動などたくさんの方労があったけれど、多くの人たちの支援があって再開することができました」と話すのは飼育員の宮原重里さん。イルカ・アカショーン両園での間、入館料は割引中です。

食べるのは大好きですが、作るのも楽しいですね。料理はシラス一時代でみんなの食事を作ったので覚えました。食に入る人の喜ぶ顔を思い浮かべ、何を描こうかと考えながら作るのが楽しみです。

解説

QRコード

「つるつるいっぽい」とは、今行ける移食情報を更新中。各施設の状況をお伝えします。




高次の復旧作業がいたしました中、少しつ復興の兆を見せる長野地方。7月に商業を再開した「のじま水族館」には、人気のペンギンやカマグサを筆頭に海の生き物が、夏休み期間中は多くの人々でご来いました。「壊れた設備の復旧や生き物の移動などたくさんの方労があったけれど、多くの人たちの支援あって再開することができました」と話すのは飼育員の宮原重里さん。イルカ・アカショーン両園での間、入館料は割引中です。

食べるのは大好きですが、作るのも楽しいですね。料理はシラス一時代でみんなの食事を作ったので覚えました。食に入る人の喜ぶ顔を思い浮かべ、何を描こうかと考えながら作るのが楽しみです。

解説

QRコード

「つるつるいっぽい」とは、今行ける移食情報を更新中。各施設の状況をお伝えします。

石川県の移住情報
こちら

藤崎治治さん
神奈川出身。近畿系全般知識を駆使し、2017年から長野県で起業。現在は山形県の温泉旅館を経営。プライベートツアーアー「CATTOUR」を開業している。

石川県に移住する理由とは?

地元おこし協力隊の制度を活用して、加賀市の商業街でロングランの立ち上げがきっかけでした。以前では新規でも数回経験していたので、移住に因して大きな不安はなかったのですね。

移住して感じた石川県の印象

私の印象の一つである山中温泉に同じく、「おひおひも」と「じわらん」がいることを知りました。そこで、おひおひもさんとじわらんさんにお話をうかがってきました。おひおひもさんは「おひおひも」という言葉が、おひおひもさん自身の名前でもあります。じわらんさんは「じわらん」という言葉が、じわらんさんの名前でもあります。おひおひもさんは「おひおひも」という言葉が、おひおひもさん自身の名前でもあります。じわらんさんは「じわらん」という言葉が、じわらんさんの名前でもあります。

石川で暮らす魅力とは?

医療や学習など社会インフラが整っており、安心して暮らせる一方で、身近でたまたまアーバンなまちを町のことに感じる」と致田さん。そこで、「おひおひも」と「じわらん」がいることを知りました。そこで、おひおひもさんとじわらんさんにお話をうかがってきました。おひおひもさんは「おひおひも」という言葉が、おひおひもさん自身の名前でもあります。じわらんさんは「じわらん」という言葉が、じわらんさんの名前でもあります。

広告

広告

広告

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

石川県知事 馳 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札について、参加申込みします。

※ 本申込書を提出した後に参加を辞退される場合は、ご一報願います。

入札に参加する県有施設のグループ（参加するグループすべてに○をつけること）

入札に参加する印刷物のグループと一覧		参加
印刷物 A	財政のあらまし、給与支給明細書、石川県立美術館 令和 9 年度展覧会スケジュール、石川県立美術館だ より、石川れきはく、県政学習バス、こどもの救急、 はくさん、晴れたらいいね	
番号 10	石川県広報誌「もっといしかわ」	

連絡先

部署・役職名	
フリガナ	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

(※代理人の場合は、委任状の印鑑を使用してください。)

石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札について、入札案内書を承諾のうえ、
下記のとおり入札します。

記

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

- ・金額の頭に「¥」を記入してください。
- ・上記金額には、消費税及び地方消費費税は含みません。

入札する印刷物

入札に参加する印刷物のグループと一覧		参加
印刷物A	財政のあらまし、給与支給明細書、石川県立美術館 令和9年度展覧会スケジュール、石川県立美術館など より、石川れきはく、県政学習バス、子どもの救急、 はくさん、晴れたらしいね	
番号 10	石川県広報誌「もっといしかわ」	

- (注意) • 参加される県有施設グループの「入札」の欄のいずれか一つに○をつけてください。
 • 複数の入札に参加される場合は、それぞれ別紙としてください

委任状

代理人 住所

氏名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、下記の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

石川県発行印刷物への広告掲載に係る一般競争入札

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

委任者

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

(別記様式 4)

令和 年 月 日

石川県発行印刷物への広告掲載に係る
入札価格内訳書 (印刷物 A)

石川県知事 駆 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

次のとおり広告媒体を評価します。

入札価格 ￥		
広告媒体名	金額 (円)	摘要
財政のあらまし		
給与支給明細書		
石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール		
石川県立美術館だより		
石川れきはく		
県政学習バス		
こどもの救急		
はくさん		
晴れたらいいね		

※金額には消費税及び地方消費税は含みません。

広 告 掲 載 契 約 書

- 1 契約の名称 石川県発行印刷物Aへの広告掲載に係る契約
- 2 契約期間 契約締結日から全ての印刷物の発行が終了する日まで
- 3 契約金額 ¥
(うち消費税及び地方消費税額 ¥)
- 4 契約保証金 免除

石川県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の発行する印刷物〔「財政のあらまし」、「給与支給明細書」、「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」、「石川県立美術館だより」、「石川れきはく」、「県政学習バス」、「こどもの救急」、「はくさん」及び「晴れたらいいね」（以下「印刷物9媒体」という。）〕に乙が甲に提出する広告を掲載することについて次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 石 川 県

石 川 県 知 事 馳 浩

乙 所 在 地

名 称

代 表 者 職 氏 名

本契約に基づき、乙が印刷物9媒体に掲載できる広告の規格、内容及び掲載方法については、「石川県広告事業要綱」及び「石川県広告事業掲載基準」（以下「要綱等」という。）並びに石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（広告原稿の作成及び掲載）

- 第1条 乙は、印刷物9媒体に対して広告掲載を希望する広告主を募集するとともに、広告原稿を作成して甲に提出するものとする。
- 2 甲は、仕様書に基づき、乙が提出した広告原稿を印刷物9媒体に掲載するものとする。
- 3 乙は、提出する広告原稿について、事前に甲の承諾を得るものとする。
- 4 乙は、各印刷物について甲の定める日までに、甲の定める形式で、甲の定める場所に広告原稿を提出する。
- 5 乙が前二項に掲げることを行わない場合には、乙は広告を掲載できないものとする。この場合において、甲は乙が広告を掲載することができなくなった箇所に、甲が指定するものを掲載することができる。
- 6 乙は、本契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 7 広告原稿作成に係る全ての費用は乙が負担するものとする。

（広告掲載料）

- 第2条 乙は、甲に提出した第16条に定める広告掲載料明細書に基づき、甲が発行する納入通知書により、次のとおり甲に広告掲載料を支払うものとする。なお、納期の末日が日曜日及び土曜日の場合その直近の金曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合その前日、12月29日から1月3日の場合12月28日とする。

印刷物	支払期日
「給与支給明細書」、「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」、「県政学習バス」、「こどもの救急」	発行された日から30日以内に支払う。
「財政のあらまし」、「石川県立美術館だより」、「石川れきはく」、「はくさん」、「晴れたらいいね」	発行された号の分につき、発行された日から30日以内に支払う。

- 2 乙が広告原稿を甲に提出しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により乙が作成した広告が掲載されなかつたときは、甲に対し、第16条に定める広告掲載料明細書により乙が評価した広告掲載料に基づいて、当該印刷物広告が掲載されなかつた当該号分又は発行部数に係る広告掲載料の減額を、甲乙協議のうえ、請求することができる。

（広告掲載確認書）

- 第3条 甲は、印刷物9媒体について、印刷物広告掲載確認書を作成し、乙に送付するものとする。作成する日は、次のとおりとする。

印刷物	作成日
「給与支給明細書」、「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」、「県政学習バス」、「こどもの救急」	発行された日
「財政のあらまし」、「石川県立美術館だより」、「石川れきはく」、「はくさん」、「晴れたらいいね」	各号が発行された日

（仕様書の変更）

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは甲乙協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。
- 2 乙は、仕様書の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により、甲に対し仕様書の変更を協議できるものとする。

(著作権等)

第5条 乙は、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(支払遅延)

第6条 乙は、広告掲載料を甲が定める期限までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ年3%に相当する額を、延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき
 - (2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき
 - (3) 広告掲載料を、その納入期限後1ヶ月以上を経過しても納入しないとき
 - (4) 乙が破産の申し立て、更正手続き開始の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - (5) 乙又は広告主に重大な社会的信用失墜行為があるとき
 - (6) 乙が石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は以下に該当する者であることが判明したとき
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 前号のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様の大幅変更により、契約の目的を達成することができないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき

(損害賠償)

第9条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

- 2 乙が作成した広告を掲載したことにより、甲が第三者から損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。ただし、損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはこの限りではない。
- 3 乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

(秘密の保持)

第10条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び解除に関する一切の費用は、乙の負担とする。

(広告内容等の修正)

第13条 甲は、広告の内容、デザイン等が各種法令や要綱等及び仕様書に違反していると判断したときは、乙に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主、広告内容、デザイン等が、各種法令や要綱等及び仕様書に違反しているとき

(2) その他、広告掲載が適切でないと甲が判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、当該印刷物発行部数相当の広告掲載料は減額しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 乙は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、乙は書面により事前に甲に申し出なければならない。

3 広告掲載を取り下した場合、当該印刷物発行部数相当の広告掲載料は減額しない。

(広告掲載料明細書の提出)

第16条 乙は広告掲載料明細書を甲が定める期限までに提出しなければならない。

(裁判管轄)

第17条 この契約に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、金沢地方裁判所で行うものとする。

(その他)

第18条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

印刷物広告掲載確認書（様式）

印刷物	〇〇〇〇
次のとおり広告が掲載されていることを確認しました。 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇〇課 〇〇 〇〇	
今回発行部数	〇〇〇部
広告掲載画像 別添のとおり（印刷物添付）	
備考	

(契約書第 16 条関係)

石川県発行印刷物への広告掲載に係る
広告掲載料明細書（印刷物 A）

令和 年 月 日

石川県知事 駆 浩 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

契約金額 ￥		
広告媒体名	金額(円)	摘要
財政のあらまし		
給与支給明細書		
石川県立美術館令和 9 年度展覧会スケジュール		
石川県立美術館だより		
石川れきはく		
県政学習バス		
こどもの救急		
はくさん		
晴れたらいいね		

※各印刷物の金額欄には、消費税及び地方消費税を加えた額を記入してください。

広 告 掲 載 契 約 書

- 1 契約の名称 石川県発行印刷物への広告掲載に係る契約
- 2 契約期間 契約締結日から全ての印刷物の発行が終了する日まで
- 3 契約金額 ¥ _____
(うち消費税及び地方消費税額 ¥ _____)
- 4 契約保証金 免除

石川県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の発行する印刷物〔石川県広報誌「もっといしかわ」（以下「印刷物」という。）〕に乙が甲に提出する広告を掲載することについて次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 石 川 県

石 川 県 知 事 馳 浩

乙 所 在 地

名 称

代 表 者 職 氏 名

本契約に基づき、乙が印刷物に掲載できる広告の規格、内容及び掲載方法については、「石川県広告事業要綱」及び「石川県広告事業掲載基準」（以下「要綱等」という。）並びに石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（広告原稿の作成及び掲載）

- 第1条 乙は、印刷物に対して広告掲載を希望する広告主を募集するとともに、広告原稿を作成して甲に提出するものとする。
- 2 甲は、仕様書に基づき、乙が提出した広告原稿を印刷物に掲載するものとする。
 - 3 乙は、提出する広告原稿について、事前に甲の承諾を得るものとする。
 - 4 乙は、各印刷物について甲の定める日までに、甲の定める形式で、甲の定める場所に広告原稿を提出する。
 - 5 乙が前二項に掲げることを行わない場合には、乙は広告を掲載できないものとする。この場合において、甲は乙が広告を掲載することができなくなった箇所に、甲が指定するものを掲載することができる。
 - 6 乙は、本契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 7 広告原稿作成に係る全ての費用は乙が負担するものとする。

（広告掲載料）

- 第2条 乙は、甲に提出した第16条に定める広告掲載料明細書に基づき、甲が発行する納入通知書により、発行された号の分につき、発行された日から30日以内に広告掲載料を支払うものとする。なお、納期の末日が日曜日及び土曜日の場合その直近の金曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合その前日、12月29日から1月3日の場合12月28日とする。
- 2 乙が広告原稿を甲に提出しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
 - 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により乙が作成した広告が掲載されなかつたときは、甲に対し、第16条に定める広告掲載料明細書により乙が評価した広告掲載料に基づいて、当該印刷物広告が掲載されなかつた当該号分又は発行部数に係る広告掲載料の減額を、甲乙協議のうえ、請求することができる。

（広告掲載確認書）

- 第3条 甲は、印刷物について、印刷物広告掲載確認書を作成し、乙に送付するものとする。作成する日は、各号が発行された日とする。

（仕様書の変更）

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは甲乙協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。
- 2 乙は、仕様書の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により、甲に対し仕様書の変更を協議できるものとする。

（著作権等）

- 第5条 乙は、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（支払遅延）

- 第6条 乙は、広告掲載料を甲が定める期限までに支払わなかつたときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ年3%に相当する額を、延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき
 - (2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき
 - (3) 広告掲載料を、その納入期限後1ヶ月以上を経過しても納入しないとき
 - (4) 乙が破産の申し立て、更正手続き開始の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - (5) 乙又は広告主に重大な社会的信用失墜行為があるとき
 - (6) 乙が石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は以下に該当する者であることが判明したとき
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 前号のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様の大幅変更により、契約の目的を達成することができないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき

(損害賠償)

第9条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

- 2 乙が作成した広告を掲載したことにより、甲が第三者から損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。ただし、損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはこの限りではない。
- 3 乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。
- 4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

(秘密の保持)

第10条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び解除に関する一切の費用は、乙の負担とする。

(広告内容等の修正)

第13条 甲は、広告の内容、デザイン等が各種法令や要綱等及び仕様書に違反していると判断したときは、乙に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主、広告内容、デザイン等が、各種法令や要綱等及び仕様書に違反しているとき
- (2) その他、広告掲載が適切でないと甲が判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、当該印刷物発行部数相当の広告掲載料は減額しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 乙は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、乙は書面により事前に甲に申し出なければならない。

3 広告掲載を取り下げた場合、当該印刷物発行部数相当の広告掲載料は減額しない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、金沢地方裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

印刷物広告掲載確認書（様式）

印刷物	〇〇〇〇
次のとおり広告が掲載されていることを確認しました。 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇〇課 〇〇 〇〇	
今回発行部数	〇〇〇部
広告掲載画像 別添のとおり（印刷物添付）	
備考	

石川県広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が保有する資産（県の発行する印刷物、県のホームページ等含む。以下、「県有資産」という。）を有効活用し、民間事業者その他の事業者（以下、「事業者」という。）の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、県有資産の有効活用を図るほか、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告

事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。

(2) 広告媒体

施設（設備等を含む。以下において同じ）、刊行物その他の広告を掲載することができる県有資産をいう。

(3) 広告主

広告掲載を希望する事業者をいう。

(4) 広告取扱事業者

広告主の募集や広告の作成等を行う広告代理店をいう。

(広告事業の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象外とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの

(6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲に係る基準については、別に定める。

(広告取扱事業者の募集方法等)

第5条 広告取扱事業者の募集方法、選定方法等については、広告の媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、類似の取引事例を勘案のうえ、広告取扱事業者の募集開始前に定めるものとする。ただし、募集開始前に広告掲載料を定めることが適當でないと認められる方法により募集する場合はこの限りではない。

(広告掲載の申込等)

第7条 広告主は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告は、広告取扱事業者が第4条の規定に基づき作成する。

3 広告主は、広告取扱事業者が定める手続に従い、広告取扱事業者に広告料を支払うものとする。

(審査機関)

第8条 広告掲載の可否を審査するため、広告事業審査会（以下、「審査会」という）を設置する。

- 2 審査会の委員長は、資産活用室長を、委員は資産活用室次長及び総務課長をもってあてる。ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告等を掲載するそれぞれの県資産を所管する所属の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 委員長は、その審議事項が緊急を要するため審査会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り決裁により当該審議事項を決定することができる。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部管財課資産活用室において処理する。

(広告に関する責任)

第11条 表示した広告に関する責任は、広告主又は広告取扱事業者（以下、「広告主等」という。）が負う。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の表示の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。
- 3 広告主等は、広告に関わる財産権の権利についての手続きを完了し、広告内容等について第三者の権利を侵害しないものとする。
- 4 第三者から、広告の表示に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

石川県広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、石川県広告事業要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告事業の対象範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬に係るもの除く）
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (6) 県の指名停止措置を受けているもの
- (7) 石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員であると認められるもの
- (8) その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(選定順位)

第3条 広告主を選定する場合、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するものを優先し、表示するものとする。

- 2 前項の規定のほか、掲載希望期間が長いもの等広告媒体毎に優先すべき事項を定めることができる。
- 3 前2項の規定によっても、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(掲載基準)

第4条 広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、県は必要に応じ広告内容の修正・削除等を、広告または広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。
 - ①法令等により製造、販売、提供等をすることのできない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
 - ②比較広告に該当するもの（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
 - ③懸賞広告及びクーポン付き広告に該当するもの
 - ④第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
 - ⑤公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑥非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑦事実と異なる内容を含むもの
 - ⑧国内世論が大きく分かれているもの
 - ⑨水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
 - ⑩次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的的感情を著しく刺激するもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はその恐れがあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑪美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑫内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ⑬その他、広告として掲載することが適当でないと認められるもの

(2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しない。

- ①実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
- ②射幸心をあおる表示
- ③その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

（対象範囲の特例）

第5条 この基準に定めるほか、行政目的に支障があるなどの理由により、広告掲載に関する制限等について、別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成23年12月20日から施行する。

2 この基準の施行前に県との間で締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 24 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。